第21回社会保障審議会 少子化対策特別部会

平成20年12月16日

参考資料3

委員からの提出意見

O	青原	委員	•	•	1
U i	月/水	女貝	 •	-	

- ○駒村委員・・・ 4
- 〇篠原委員・・・ 7
- ○宮島委員··· 10
- 〇山縣委員··· 19
- 〇吉田委員··· 20

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告 (案) 議論のたたき台について の補強・修正意見 平成20年12月12日

委員 (三鷹市長) 清原 慶子

*議論のたたき台の作成、お疲れ様です。とりまとめのお働きに、深く感謝します。

先日提出した意見に加えて、自治体の視点から、現状に即して表現の修正をお願いしたい点を提出いたしますので、できるかぎり反映していただきますようにお願いいたします。

(1)3頁の「新たな保育サービスの提供の仕組みの検討に際しての前提」の部分に下記の趣旨を補強してください。

○現代社会が求めている有効な少子化対策、子育て支援施策について検討するにあたって、「保育サービス」について検討することの意義は大きい。しかしながら、それだけでは十分ではなく、基本的には「仕事と生活の調和」の実現に向けた労働政策、雇用制度や、地域の多様な子育て支援サービスとの連携が必要であることを明記しておくことが大切であると考える。

○サービスの構築、実施、評価、改善等の過程において、いかに「保護者の視点」 にとどまらず、「子どもの視点」を尊重する仕組みとするかが重要との共通認識で 検討してきたことを早い段階で明示することが有用である。

そして、保護者が両立支援を必要としている子どもだけでなく、<u>「すべての子育で家庭への支援」</u>の必要性も視野に入れて検討してきたことも早い段階で明示することが大切である。

○子育て家庭のニーズは多様化しており、また必要とする施策の内容や量は市町村によって異なっている。市町村は、それぞれ都市と農村、人口増加傾向のある地域と人口減少傾向のある地域、ベッドタウンと大きな商工業のある地域などによって、地域における子育て支援ニーズの特徴による相違がある。そこで、認可保育園等に関する全国共通の施策とともに、認可外保育園、NPO、ボランティア団体などの多様な担い手の存在をはじめ、各々の地域の特徴に応じた柔軟な施策の展開を促す必要がある。

(2) 下記の点について、修正案をできるかぎり参考にしてください。 赤字(アンダーライン) 部分が修正案です。

3頁11行目

事業者の新規参入に対する行政の広い裁量が残っていること等<u>により、行政はより適正かつ厳格な判断をせざるを得ないことから、</u>都市部を中心に待機児童が解消されておらず・・・

8頁11行目

i) 利用保障の弱さ(市町村の財政的制約等の中、保育が受けられないことも制度上許容せざるをえない仕組み)

8頁18行目

施設のあっせんでも可)もありえるという制度になっている

8頁22~25頁

られないこと<u>を</u>制度上許容<u>せざるをえない</u>仕組みとなっている。このように、個人に対しては、権利としての利用保障がなされない上、市町村に対しても、厳しい財政状況下で<u>の</u>認可保育所の基盤整備<u>が困難な</u>仕組みとなっている。

8 頁最終行

たとしても、<u>地域の直面する状況によっては</u>必ずしも許可されない<u>こともある現</u> 状となっている。

9頁最後から2行目から最終行

きない場合には、窓口においてその旨が伝えられ<u>ることにより</u>、申し込みに至るまでもなく諦めざるをえない事例が指摘されている。

10頁2~3行目

今後の大幅な需要の増加やニーズの多様化を<u>適切に供給主体に伝え、かつ、それ</u> ぞれに対応していくことを困難にさせることにもつながり、円滑な供給増を図っ ていく上では課題が多い。

10 頁 11 行目

厳しくせざるをえない傾向にあり

10 頁 13 行目

勤務の取り扱いのみならず、求職者の取り扱い等においても<u>市町村の状況によっては散見される。</u>

10 頁 18 行目

状況に<u>合わさざるをえず</u>、保育サービスの必要性の判断基準<u>を実情に合わせて運用している</u>現状がある。

10 頁 21 行

優先すべきとする概括的な方針を示してはいるものの、一部の市町村においては

10 頁 24 行

いなかったりする事例も見受けられる。

11 頁 17 行目

サービスの利用を認める仕組みと<u>なっている市町村もあることから</u>、家族形態によって

11 頁 25 行目

認可保育所においては、<u>補助制度の活用と現場の環境や体制が抱える課題を克服</u> する困難を伴うことから、十分な受け皿の整備が進んでいない。

12頁2行目から15行目について

*この段落は、三鷹市の事例ではまったく該当するとは言えません。仮に、このような問題が指摘されるのであれば、ぜひとも、この部分のはじめに<u>「一部の</u> <u>市町村では、以下のようなことがある」</u>と明記してください。ほとんどの自治 体では、この箇所を不適切であり不本意と感じると思います。

13頁9~10行目

昭和23年に定められた現行の最低基準においては、保育室の面積について<mark>客観的な</mark>数値基準を定めている。

↑ 二重線の箇所を取ってください。

14頁16行目以降に挿入

さらに、退職等により保育現場を離れた保育士の再雇用を視野に入れ、研修を 含む保育現場に復帰するためのシステムを構築し、増大する保育需要に対処して いく必要がある。

17頁19行目

認可保育所においては、<u>補助制度の活用と現場の環境や体制が抱える課題を克服するには困難を伴うことから、</u>十分な受け皿の整備が進んでいない。

18頁11行目

- こうした事業の特質と事業実績の双方に配慮した国の拡充策が必要となっている。
- (3) 地域の保育機能を維持するとともに、柔軟な施策展開を支援するための財源の確保と運用の必要性については各所に強調していただいて感謝いたします。

国や都道府県にあっては、基礎自治体が柔軟な施策展開を支援するための財源の確保と運用についての拡充が必要です。全国に共通する基幹的な子育て支援策については、国が基本的な設計を行うとともにその施策ごとの費用を国と地方自治体によって最適に負担しあうにはどうあるべきかについて、切り口になる論点を随所に明示するようお願いします。

社会保障制度と家族子育て政策の重要性と緊急性について

慶應義塾大学 駒村康平

- 1. 改革のターゲットは、待機児童2万人だけではない。
 - 無認可を利用している23万人。将来的には潜在ニーズ(新待機児童ゼロの100万人分(図1))注:図表はいずれも白書もしくは社会保障審議会各部会資料)
- 2. 政策の目標
- ・子どもの健全な育成環境の保障
- ・子ども家族の福祉(厚生)の向上(ワーク・ライフバランスの改善)(図2)
- 3. では、なぜ社会保障の持続可能性を強調するのか
- (1) 保育の質的・量的拡充には、巨額な安定財源確保が不可欠。
- (2) これを確保するためには、子育て世帯に限定せず、世代を超えて全国民に理解と協力を求める必要がある。
- (3) しかし、高齢者世帯や子育てが終了した世帯からの関心が低い。
- (4) その理由は、少子化がもたらす影響を知らないからであり、高齢化のなか優先度・ 緊急度が低い政策と見られがちになる。しかし、少子化が続けば、高齢者世代の社会保 障にも影響を与える。具体的に影響を見ると以下の通り。
 - ① 年金財政におけるマクロ経済スライドへの影響:マクロ経済スライドにより、現在の高齢者も含めたすべての国民の年金は、「少子化進展分」だけ引き下げられていることは決定済み
 - ② 後期高齢者医療制度の高齢者負担分も「少子化進展」に応じて引き上げが決定済み。(後期高齢者医療制度を変更しても同じ問題を抱えることになる)
 - さらに、①、②の前提条件(2002年人口推計)よりも、2006年人口推計では 少子化加速。女性の就業率の上昇がなければ、さらに年金等の給付カットが不可避になってしまう。唯一回避する方法は、出生率を下げないで既婚女性の就業率を高める政策 (新雇用戦略。図3, 4, 5)。年金・医療・雇用・次世代育成は一体的に考える必要 がある。
- (5) こうした情報を共有し、子育て支援政策は、全国民共通の社会保障分野の最重点項目として、財源確保の協力を求めるべきである。
- (6) 少子化対策は、保育サービスだけでは対応できないので、ワークライフバランスを 進めるよう企業に協力を求め、さらに対応している企業を支援する。
- 4. 政策有効の条件
- (1) 財源の安定性
- (2) すみやかなサービス供給の増大と地域別需要の変動への対応

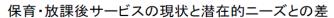
(3) 公的保育契約の中身の明確化。特に多様な事業者参入へのルールづくりの工夫。民営化、規制緩和の延長上ではなく、今後もその対象にならない。

保障される保育サービス内容は、養護、教育、親支援。親を「消費者」として位置づけるのではなく、保育サービスの協同生産者と位置づける。(親の取り組みを重要な「資源」とする)。

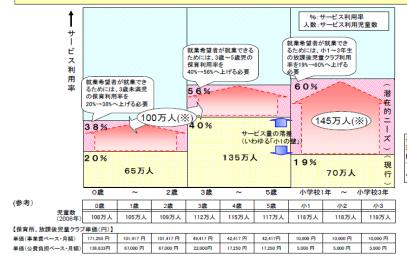
そのほか、セーフィネットの仕組み。

(4) 保育士の待遇改善・能力開発・保育サービスの質の改善の仕組み

図 1



○ 我が国では、多くの女性が出産退職し、幼い末子を有する母の就業率は低く留まっているが、就業希望者は多い。(0~3歳:就業率31%+就業希望者25%、4~6歳:就業率51%+就業希望者20%、7~9歳:就業率62%+就業希望者13%)
 ○ 「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。

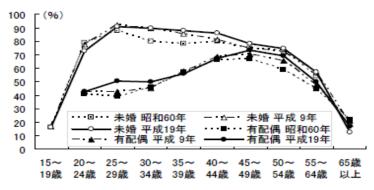


※潜在的ニーズの量は、 現在の児童人口にサー ビス利用率を乗じたもの であり、将来の児童数に より変動があり得る。

5

図2 上昇してきていない有配偶労働力率

図表 2 女性の配偶関係、年齢階級別 労働力率の推移



資料出所:総務省統計局「労働力調査」

図3 新雇用戦略

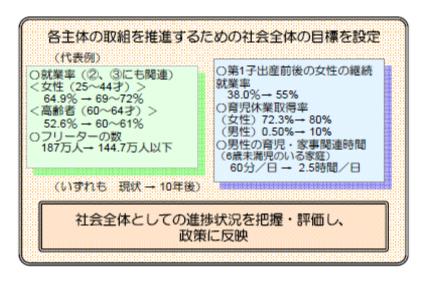


図4 速やかな対応

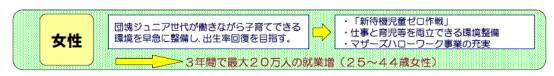
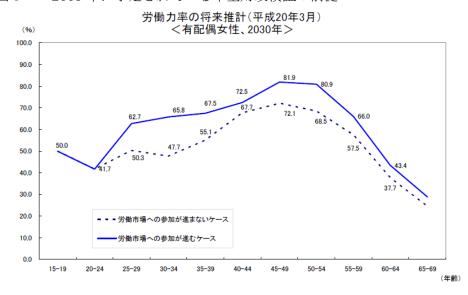


図5 2009年に予定されている年金財政検証の前提



社会保障審議会·少子化対策特別部会 部会長 大日向 雅美 様

委員 篠原 淳子

「第1次報告(案)」に関する意見

下記の点を最終報告に反映されますよう要望いたします。

記

1. 総論

女性の就業率を上昇するためには、「質の確保された保育サービス量を、... 抜本的に拡充することが不可欠」(資料 2 の 4 ページ、(3) ① ii))であるが、保育サービス量を増やせば、就業率があがるという単純なものではない。また、子育てと仕事を両立させなければならないのは女性のみと誤解されかねない。企業における雇用のあり方を改善し、男性も含めた働き方も見直し、男女がともに子育てをしながら、働き続けられる職場環境を整備する必要性を、(例えば「その他」(27 ページ)で)補強するべきである。

2. 休日保育について (資料 2 の 5 ページ② i))

サービス業など、業種によっては、休日出勤が常態であるところも多い。見出しに は休日保育が含まれているが、本文にも記述していくべきである。

3. 制度課題と財源確保について(資料2の7ページ、(4)①)

「現行の保育制度の課題」として、i)「保育に欠ける」要件、ii)認可の裁量性の見直し、iii)運営費使途制限、iv)行政による委託、を挙げている。しかし、これらの課題は財源確保と並行して議論されなければ解決の方向には導くことはできない。3つの選択肢(「現行制度維持」、「新たな保育の仕組み」、「市場原理に基づく直接契約・バウチャー方式」)のいずれを選択しても、財源確保が課題となる。三段表には、何カ所か、「想定される課題」として「財源確保が必要」との記述がされているが、本文にも同様の記述をする必要がある。現行の報告案では、「量的拡大が実現できないのは制度のせいで、制度を変えれば実現できる」と誤解されかねない。

4. 運営費の使途制限(資料2の9ページ、資料4の6ページ)

保育所の運営費は人件費相当部分が示されており、保育士の労働条件を維持する機能を持っている。緩和・撤廃した場合、保育士の賃金・労働条件に大きな影響を

与える危険性がある。検討にあたっての課題として、明記するべきである。

5. 保護者と保育所との関係性(資料2の11ページ)

現行の表現では、一般的に保護者と保育所とのコミュニケーションが不足しているとの誤解を招くおそれがある。現状として、保護者と日常的なコミュニケーションをとっている保育所が大半であり、保護者意見の対応については、市町村決定が必要な事態ばかりではない。「よりいっそうコミュニケーションをはかるためには、制度上の保障が必要である」という書きぶりに改めるべきである。

6. 市町村の責任について:保育提供の仕組み(資料 4 の 5 ページ「新たな保育の 仕組み」)

保育制度の充実だけではなく、保育とその他の児童福祉分野(虐待対応等)の連携のための市町村義務を明確にするべき。よって、「提供体制整備責任や利用調整等の支援からなる実施責任」を「提供体制整備責任や利用調整の実施責任」に修正するべきである。さらに、「(2) 利用方式」の「※... 市町村の一定の関与や、第三者によるコーディネート等の仕組み」を「※... 市町村の関与や、第三者も含めたコーディネート等の仕組み」に修正するべきである。

7. 保育の質の具体的向上(資料4の9ページ「新たな保育の仕組み」)

「市場原理案」の場合、コスト削減を目的に、保育士等の処遇が劣悪化し、結果 として子どもの不利益になるくおそれがある。「想定される課題」に補強するべきで ある。

8. 給付方式(資料4の8ページ「新たな保育の仕組み」)

保育料徴収の困難事例については、保育所運営に多大な影響を及ぼす。市町村の 関与(を検討すること)を明記するべきである。

9. 最低基準について (資料 2 の 13 ページ、1 パラグラフ)

報告案には、「国は標準を示すにとどめ、自治体が条例により決定しうるなど、自治体の創意工夫を活かせるような方策を検討すべきとされており、最低基準のあり方について検討が求められている」とあり、本部会でそのようなとりまとめをしたと誤解されかねない(その他の「求められる」事項については、本部会で求めているものだけを挙げている)。削除するか、または求めている主体(地方分権改革推進委員会等)を明確にするべきである。

10. 放課後児童クラブの最低基準について

「現行制度の課題」では最低基準に言及しているが、「方向性」では一切触れていない。本部会では、「施設基準等が必要」とする意見と、「基準を設けずに、実態に

即した柔軟な運営を」という両論が議論されたが、例えば、「検討していくべき」(資料 $2 \circ 22 \sim -$ ジ、 $1 \circ 1 \circ 0$)に、「最低基準」を含めてはどうか。

11. 放課後児童クラブの指導委員について(資料2の21ページ、下から2つめの○) 「多様な人材の参画を求めていく」ことも、地域全体による子育て支援という観点からは有用であるが、学童保育の質・安全性を確保するためには、資格要件(保育士資格、教員免許、児童厚生員資格等)の明確化と専門性を持った専任かつ常勤の指導員の配置が必須とすることも検討するべきことを明記するべきである。

以上

社会保障審議会 少子化対策特別部会 第1次報告(案)についての意見

日本テレビ報道局 宮島香澄

平成20年12月11日

少子高齢化が進み、国の社会保障が揺らぐ中、子育てを巡る政策についての検討は、 政府の審議会などで繰り返しなされてきました。そのたびに、子供を持とうとする人、 子育て中の人々の多くは、こんどこそと期待を寄せてきました。しかし、対策は期待に 沿っては進まず、子育てを取り巻く環境に大きな改善は見られないのが実感です。結果、 女性が仕事か子供のどちらかをあきらめる流れは止まらない状況になっています。

子育てを希望する者が無理なく子供を持ち、子供が社会に支えられて健やかに育つために、今回の制度体系の設計は非常に重要だと考えています。第二次ベビーブーマー世代が子育て適齢期を通り過ぎる前に、これまでの枠組みや組織に過度にこだわることなく、財源の確保や運用面の見直しなど考えられることを総動員して、望ましい子育て環境を整えることが必要です。

今の子育ての現実を踏まえ、切なる願いを共有いただいて、よりよい見直しをお願い したいと思います。

<第1次報告(案)についての意見>

【意見1】

P 1 0

- ② 深化・多様化したニーズへの対応
- i)保育サービスの必要性の判断基準のあり方

第4パラグラフ ~ 第5パラグラフ

「このような実情を踏まえれば、・・・・<u>国が定めることが求められる。一方で、</u>地域によっては、農林漁業など雇用者でない就労者が多い地域・・・・、地域の実情に応じたきめ細かな判断基準が求められる場合もある。」

を

「このような実情を踏まえれば、・・・・・国が示すことが求められる。一方で、地方によっては、都市部など多様な就労形態を余儀なくされている者が多い地域や農林漁業など雇用者でない就労者が多い地域など、保育の必要量を一律に計ることは難しい場合もあり、地域の実情に応じてきめ細やかな判断基準が求められる。国は、地方に対して基本的事項やその基準を示し、それを踏まえた柔軟な制度設計を目指すべきである。その際、地域の財政事情等が判断基準に影響を与えたり、格差が生じることがないように、配慮すべきである。」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

ここまでの議論をみても、都市部と地方のかかえる状況には一緒に論じられないほどの隔たりがあります。国が地方の個々の事情まですべて一律に定めることに限界があり、 国がナショナルミニマム・セーフティーネットの仕組みを整えた上で、詳細な基準などは地方に任せることが望ましいと思います。

【意見2】

P 1 3

- ③ 認可保育所の質の向上
- ii)最低基準の内容

第ii

「一方で、保育従業者の要件の緩和を求める指摘もあるが、子どもの将来に向けた発達に悪影響を及ぼす可能性に加え、良質な保育が提供されなければ、やはり女性は働くことを断念せざるを得ず、女性の労働市場参加の促進や、ひいては持続可能な社会保障制度そのものが堅牢なものとならないことに十分留意する必要がある。」

に加えて

「現状、知恵とアイデアで子どもやその保護者のニーズを酌みした取組を実施している施設、実施しようとしている施設も少なからず存在する。よりよい保育にむけての努力を阻害することがないようにし、そうしたモデルを参考にしながら、保育士資格の取得に必要な要件についても見直しを講じていくべきである。」

をいれていただきたく存じます。

(理由)

意欲がある保育所のモデルをいい形で活用することが、質の向上に有用だと思います。また保育所の整備拡大に伴い、保育士の十分な養成・確保も必須です。時代とともに保育士への期待が変化していることもあり、保育士の必要要件を考える際には実質的な経験なども踏まえ、保育士のあるべき姿を見直す視点も必要であると考えます。

【意見3】

P 1 5

iv)保育の質に関する科学的・実証的・継続的な検証

第2パラグラフ

「こうした先行研究の結果も踏まえつつ、我が国における科学的・実証的・継続的な 検証の枠組みのあり方や、保育の質について検討していく必要がある。」

を

「こうした先行研究の結果や<u>諸外国の運用実態などを</u>踏まえつつ、我が国における科学的・実証的・継続的な検証の枠組みのあり方や、保育の質について検討していく必要がある。」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

先行研究と併せて、諸外国の運用実態も踏まえたバランスある検討をしていくべきと 考えます。

【意見4】

P 1 6

- ④認可外保育所施設の質の向上
- v) 認可外保育施設の選択の状況

「・・・・<u>から、まず最低基準への到達に向けた支援を行い、質の底上げを図るとともに、公平性の確保のために、どのような方策が考えられるか、検討の必要がある。</u>」

を

「・・・・から、まず最低基準への到達に向けた支援を行い、質の底上げを図る必要がある。同様の支援が必要な子供・保護者の間の公平性確保のための方策を、早急に検討する必要がある。」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

認可保育所と比較して、厳しい経営状況の中で運営している実態やそうした施設を利用せざるを得ない子育ての現状から、より早急な質の確保を強調したいと思います。

【意見5】

P 1 7

- ⑥ 多様な保育サービスについて
- i)休日保育·夜間保育等

第4パラグラフ

「なお、こうした多様な保育ニーズの受け皿については、認可保育所はもちろんのこと、家庭的保育など質の確保された多様な担い手を視野に入れて検討する必要がある。」

を

「なお、こうした多様な保育ニーズの受け皿については、認可保育所はもちろんのこと、<u>家庭的保育や現状の認可外保育所の質をアップすることなどによって、質の確保された多様な担い手を検討する必要がある。</u>」

と加えていただきたいと存じます。

(理由)

休日夜間に関しては、現状も認可の外のさまざまな施設・サービスに頼っていることから、今ある施設の質も上げていくことをはっきり打ち出し、質の確保された受け皿を検討していくべきと考えます。

【意見6】

を

P 18

- ⑥ 多様な保育サービスについて
- ii)病児・病後児保育

第2パラグラフ~第3パラグラフ

「働き方の見直しにより、子の看護のために仕事を休むことが・・・・拡充は不可欠な課題となっている。

一方で、・・・・拡充方策が必要となっている。」

「働き方の見直しにより、子の看護のために仕事を休むことが・・・・拡充は不可 欠な課題となっている。

一方で、・・・・拡充方策が必要となっている。特に、保育所等の施設型病児・ 病後児保育事業では必ずしも手当できていなかった地域を地元のNPOなどが中心となった非施設型事業が実施している例も散見される。病児・病後児は子育てを行う保護者にとっていわばセーフティーネットの一つで、大変重要な制度であり、事業の実施に当たっては、保護者の多様なニーズを酌みしつつ、検討見直ししていくことが重要である。

また、現行の補助制度(保育等促進事業費補助金の国庫補助制度)における病児・ 病後児保育事業における施設型保育事業の補助金算定基準は、施設割の均一な制度が設 定されており、やる気のある事業者にとってインセンティブのある制度とはなっていない。このため、施設割制度を見直し、実績をより評価した方式に見直すべきである。」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

病児保育はもう少し書き込んでほしいと思う部分です。現行制度は施設型と非施設型とで大きな支援の差があります。また、施設型で必ずしも手当できていなかった部分を地元のNPOなどが中心となった非施設型事業が実施している地域もあります。

現在訪問型や派遣型の非施設型病児・病後児保育事業を廃止し、ファミリーサポートセンターなどに集約する方針が検討されていますが、一部の地域では、実施拠点となる施設がないなどの理由から、地域の担い手や利用者が混乱していると聞いています。

病児・病後児保育事業の実施に当たっては、保護者の多様なニーズを酌みつつ、施設型や非施設型の区別なく支援するなど、提供者主体ではなく利用者本位の視点で実施していくことが重要であると考えます。

また、現行の施設割りの補助制度から、やる気がある事業者がインセンティブがわくような制度を設ける必要があるのではないでしょうか。

【意見7】

P 1 9

- (5) 今後の保育
 - ② 新たな保育の仕組み(「サービス保障の強化等+財源確保」(案)) 「・・・・量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であ

るだけでなく、制度に起因する問題もあり、財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべきという考え方」

を

「・・・・量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もあり、<u>運用改善、</u>財源確保とともに、現行制度についての必要な改革を行うべきという考え方」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

第2案においても、財源確保とともに、早期の環境改善や財源のよりよい活用の ために、まずは、できる運用改善から実施すべきであると思います。

【別添1 今後の保育制度の姿(案)】上記、意見1~7に即して

【意見8】

	現行制度維持(「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み(案) (「サービス保障の強化等+財源確保」(案)			
保育制度のあり方に 関する基本的考え方	○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、制度的問題ではなく、財源が不十分であるため。 ○ 財源確保とともに、運用改善を行うべき(現行制度を基本的に維持)	 ○ 量の拡充や、多様なニズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけではなく、制度に起因する問題もある。 ○ 財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。 →以下のように加える。 			
		〇 <u>運用改善、</u> 財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。			
1保育の必要性 (2)判断基準の設定	○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。(その上で、地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等) →以下のように変更。				
	〇 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の <u>基本的事項やその基準を国が提示。(ただし、地域の財</u>				

	<u>政事情等により格差が生じないように配慮)</u>					
5費用設定	 ○ 所得にかかわりなく一定の質の保育を保障するため、保育の質の価格(公費による補助額+利用負担額)を公定。【公定価格】 →以下を追加。 ○ 所得にかかわりなく一定の質の保育を保障するため、保育の質の価格(公費に 					
	よる補助額+利用負担額)を公定。					
	○同時に、保護者のニーズに応じて、事業者に追加的なサービスを設定することを 認める。					
6 給付方法 (補助方式)	○ 現行制度を維持。 (市町村が保育所に月単位で運営費 を支払い、市町村が利用者から保育料 を徴収。)	○ 市町村が利用者に対する納付義務でで設立を表すでは、代理受領)の、保理学に配定ににた単連。 ○ 保護者の一方が、代理として、保育の方が、の方に追加。 ○ 市町村が利用市の方が、の方に追加。 ○ 市町村が上は前りの、安全の方に追加。 ○ 市大のように追加。 ○ 市大のようには、日本との保護者の二一ズに応じたサービスについ				
		ては、別途事業者に納付できるよう柔軟化 を検討。				
7認可保育所の質の向上	の質の →以下の内容を加筆。 ○質的向上を図るため、第3者評価を徹底していく。					
8認可外保育施設の質の引上げ	○ 早低甘淮太洪七」と旅記な絵付が免しすることな甘木					
XV J1±1/	○ 認可外保育施設に対しては、指導強化により対応すべき。	どもも含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援が必要。 →以下のように修正。 ○ 認可外保育施設を現に利用している子				
		どもも含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、質の底上げのための財政支援が必要。				

【意見9】

P 2 0

2. 放課後児童クラブについて

(1)現行制度の課題

第1パラグラフ

「① 放課後児童クラブについては、保育所を利用していた子ども等に対し、小学生になった後においても、切れ目なく、保護者が働いている間、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場を提供する基盤となっている。したがって、・・・・、以下のような課題となっている。」

を

「① 放課後児童クラブについては、保育所を利用していた子ども等に対し、小学生になった後においても、切れ目なく、保護者が働いている間、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場を提供する基盤となっている。一方で、全小学校区のうち、約3割が未実施となっている。こうした状況を踏まえ、放課後児童クラブについては、次世代育成支援のための新たな制度体系においても、両立支援系サービスとして不可欠なものの一つと位置づけるべきである。」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

「放課後子どもプラン」においては、全小学校区において取組をしていく旨明記されており、「放課後児童クラブ(放課後健全育成事業)」では、そうした方針に基づき、取組を実施していくべきです。一方、未実施割合がまだ高いので、その割合を示して記述したらいかがかと思います。

【意見10】

P 2 1

(2)新たな制度体系における方向性

第1パラグラフ

「〇 放課後児童クラブについては、<u>保護者が働いている間、</u>子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、子どもを預かり、健全な育成を図る事業であり、就学前の保育と並んで、<u>両立支援系のサービスとして不可欠なものである。</u>都市部に限らず地方も含め、就学前の保育から切れ目のないサービス利用が可能となるよう、質の確保を図りつつ、<u>量的拡大を図っていくことが重要であり、</u>このような観点から、新たな制度体系において位置づけていく必要がある。」

を

「〇 放課後児童クラブについては、<u>保護者が働いている間など、</u>子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、子どもを預かり、健全な育成を図る事業であり、就学前の保育と並んで、<u>小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、</u>全国横断的に実施していくべきである。このため、都市部に限らず地方も含め、就学前の保育から切れ目のないサービス利用が可能となるよう、質の確保を図りつつ、小学校

<u>全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要であり、</u>このような観点から、新たな制度体系において位置づけていく必要がある。

に変えていただきたく存じます。

(理由)

放課後児童クラブは、就学前の保育と並んで重要なサービスです。

全国学童保育連絡協議会の調査によれば、保護者約6割が小学校6年生まで対象にしてほしいと回答しています。このため、希望するすべての児童が支援を受けられるように、対象を就学前児童と同様に保育に欠ける要件を見直し、年齢を問わず、必要とする児童を対象にすることを前提に制度設計をしていくべきであると考えます。

【意見11】

P 2 3

3. すべての子育て家庭に対する支援について

「① 保育サービスの必要性の判断基準(保育に欠ける」要件)の検討において・・・・の必要がある。また、子育てに専念する親が一時預かり・・・・対応してい く必要がある。一方で、保育所における一時保育は、待機児童の問題の影響もあり、 短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合が多く、一時預かりの場の広 がりの必要がある。」

を

「① 保育サービスの必要性の判断基準(保育に欠ける」要件)の検討において・・・・の必要がある。また、子育てに専念する親が一時預かり・・・・対応してい く必要がある。一方で、保育所における一時保育は、保育所入所要件の制約から、短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合が多く、今後、保育所の入所要件の検討の中で、一時預かりについても選択的なサービスの一つとすべく検討していく必要がある。」

にしていただきたく存じます。

(理由)

現状においては、待機児童対策の受け皿としての一時保育にもなっていますが、今後、就労の多様化に伴い、保育サービスの選択肢の一つとして、一時保育が求められることが期待されるため、上記の記述にしてはいかがかと思います。

【意見12】

P 2 3

- |3. すべての子育て家庭に対する支援について
- (2) 新たな制度体系における方向性

第1パラグラフ~第2パラグラフの間に以下の文言を追加していただきたいです。

「〇 その際、事業を実施していくに当たっては、保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して行っていくべきである。また、サービスの担い手としては、従来の半公的組織以外にも広く多様な主体の参画を行うとともに、地方公共団体における施策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画する等、全員参加型の子育てサービスを実施していく必要がある。」

にしていただきたく存じます。

(理由)

本年5月に取りまとめられた基本的考え方に基づき、地域の支援や親の参加をより明確に打ち出すためです。

【意見13】

5. 財源・費用負担・新たな制度体系について

P25~P26

以下の項目を追加していただきたいと思います。

「・ 新たな制度体系に伴い、実質的に量的拡大を目指すこととなる一方で、限られた財源を効率的に活用していくため、小学校の空き施設や廃園となった幼稚園の公共の遊休施設等を最大限有効利用していくべきである。

また、補助制度の中には、施設割の制度となっているものもあるため、事業者の 事業へのインセンティブを促すためにも、実績を反映した配分方式を導入していく べきである。また、社会保障国民会議でも取り上げられた運用改善や全国の先駆的 な事例を参考に普及していくことで、良質なサービスの提供に努めていく必要があ る。」

(理由)

遊休施設の有効的な活用は、限られた財源を効率的に活用していくためにも重要であると考えるからです。また、社会保障国民会議の議論でもありましたように、運用改善などで利用者に対し満足につなげていくことや、事業者のインセンティブを促進することは、財源の確保とは別の状況改善への方策と考えるからです。

以上

意見

少子化対策特別部会 山 縣 文 治

OP5②i)の第3段落

「医療現場などの交代制勤務者を…」の部分について、夜間・深夜を医療関係労働に代表させるかどうか。

例:「医療現場やサービス産業など、夜間、深夜に就労せざるを得ない女性…」

OP63第3段落

「こうした人口減少地域においても」は「こうした人口減少地域においては」 の方が適切ではないか。

OP13 ii) 第2段落2行目

「他人の子ども」という表現は少し俗っぽさを感じます。

例:「社会の子ども」(もっといいものがありそうですが)

OP154i)第1段落

「『ベビーホテル』に」→「『ベビーホテル』の」の方が現代語風。

OP20~P21(1)~(6)

この部分だけ文末が「・・・いくか」や「・・・れるか」などの投げ方で終わっているので、他にできるだけ合わせた方がいい。

OP236

「保育の利用に際しての」は「保育をはじめ各種子育て支援サービスの利用」 ではだめか。コーディネーターへの接続は保育以外でもあると思う。

〇P24一つ目の〇第2段落

文頭が2マス空いています。1つ削除。

以 上

少子化対策特別部会 第1次報告(案)について

吉田 正幸

〔様々な批判に関して〕

このたびの「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計」に際して、特に保育制度改革に対して 様々な批判や反対、不安の声が聞かれます。こうした意見や声の中には、誤解に基づいた理解もあるの ではないかと思われますので、そうした面を中心に重要ポイントの確認を改めてお願いいたします。

まず総論として

- ☆ 「すべての子どもの最善の利益」に向けた制度設計とすること
- ☆ 思い切った財源を確保することは「未来への有効な投資」であるということ
- ☆ 市場原理(競争原理)に基づかない制度とすること 次いで各論として
- 市町村が保育の必要性を判断し受給権を付与すること、それに基づいて利用者が保育所に利用を申 し込み保育を受けることは、いわゆる直接契約ではなく市場原理の導入にもつながらないこと
- 上記に関連して、市町村に保育に関する実施責任を課すということ(公的保育制度であること)
- 同じく、保育に要する費用は公定価格とすること(自由価格ではないこと)
- 同じく、保育所の逆選択を避けるため応諾義務を課すこと(利用者の受給権の保障)
- 同じく、保育の必要性の判断に当たっては、低所得家庭やひとり親家庭、虐待事例など福祉的な配 慮が必要な子どもや家庭が優先される仕組みとすること(市町村の公的関与の保障)
- 保育の質を維持・向上させるため、保育士など職員の処遇の改善や配置基準の改善、研修の充実などを図ること
- 保育に関する最低基準については、ナショナルミニマムとして国の関与と責任を明確にすること
- 都市部の待機児童対策と地方の保育機能の維持を両立させること
- このほか、懸念される課題については、必要なセーフティネットを構築すること

[第1次報告(案)に関して]

いくつかの点について以下の通り考えます。

- 認可保育所と認可外保育施設に関する記述だけでなく、今般の児童福祉法改正で盛り込まれた家庭 的保育の活用についても、どこかで触れたほうが望ましいのではないか。
- 認定こども園について若干触れているが、同様に幼児期の教育の重要性が教育基本法に規定された ことや幼児教育の無償化が検討されていることなどを踏まえて、幼児教育の充実についても一言で も触れておいたほうがいいのではないか。
- 「⑤人口減少地域における保育機能の維持・向上」に関して、「児童人口が著しく少なく生活圏域内 に幼稚園がない場合、当該地域における保育所は、小学校就学前に子ども集団において育まれるこ とを保障する役割も果たしており、こうした地域の保育所が担うべき機能について、柔軟に検討し ていくことが求められる」(17 頁)とあるが、こうしたケースこそ保育所単独で複合的な機能を担 うのではなく、保育所・幼稚園・子育て支援の総合機能を有する認定こども園の活用を考えるべき。